

自治体の制度融資の仕組み

●制度融資とは

「制度融資」という言葉を良く使いますが、そもそも「制度融資」という言葉については、確立した定義がありません。中小企業向けの制度融資と言った場合、一般的に中小企業が銀行、信金、信組から通常の融資よりも低利で資金を借り入れられるよう、各自治体が独自の政策支援を行う枠組みの総称として用いられている傾向にあります。

各自治体のそれぞれの政策目的に応じ、中小企業の経営安定化、産業振興、創業支援、小規模企業対策などのメニューが用意されています。

創業融資支援を中心に行っている方は、「制度融資＝創業融資」といったイメージを持たれている方が多いですが、制度融資は創業融資だけではありません。

●自治体の制度融資の仕組みとは？

自治体の制度融資は、中小企業の経営や成長を支援するため、都道府県や市区町村が信用保証協会及び取扱金融機関と連携して行う融資制度です。

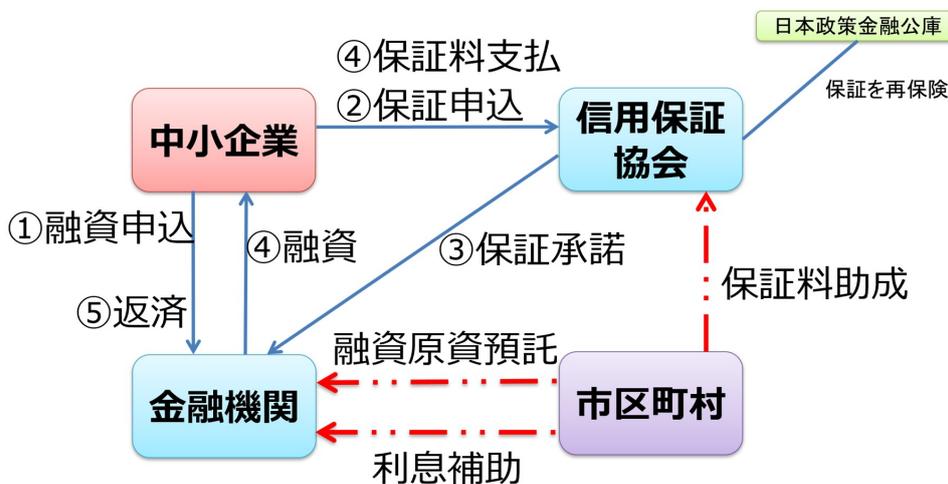
自治体が取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより長期・固定かつ低利といった中小企業がより融資を受けやすい環境を作っています。

さらに、信用保証協会の保証を付けることにより、中小企業の信用力を補完し、資金調達の円滑化を図っています。

制度の多くは、自治体は信用保証協会の保証料の補助や利息の補助を行うことにより、利用者である中小事業者の金融コストの負担軽減を図っています。

保証料や金利が通常よりも低く設定されているケースもあれば、別途補助がされるというケースもあるなど、各自治体により様々です。

《自治体の制度融資スキーム図》



《実際の流れ》

- ①中小企業者が取扱金融機関に融資の申込み。
- ②金融機関は審査後、信用保証協会に保証依頼を行う。
- ③信用保証協会は保証審査を行い、保証承諾を決定した場合には金融機関に対して「信用保証書」を発行。
- ④金融機関は「信用保証書」に基づいて融資。(中小企業者は信用保証料を支払う。)

●自治体の機能

- ・融資原資の一部を無利子にて預託（年度末に返還を受ける）
- ・信用保証料の全部若しくは一部を負担
- ・利息の全部若しくは一部を負担

●「預託金方式」と「利子補給方式」

上記で見てきたスキームは、「預託金方式」と言います。つまり、自治体が融資原資を預託する方式です。創業融資に関しては、都道府県や東京 23 区や比較的大きな市等で活用されています。一方、比較的小さな市区町村では、創業融資に関しては「利子補給方式」を採用していることが多い傾向にあります。

「利子補給方式」とは、融資原資の預託は行わず、利子補給や保証料補助のみを行うタイプであり、例えば、神奈川県制度融資を活用した中小企業に対して、茅ヶ崎市が別途利子補給を行う、といった形で対応するケースが多くみられます。

利子補給は多くの場合、市から年に 2 回程度、中小企業が負担した利息の内の補助金額を振り込む形で補助しています。つまり、中小企業は金融機関へ通常の融資のように利息を支払った後に市から後払いで補助されるということになります。